

# 情報倶楽部

2021年6月

No. 242

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 消費税法

### ★ 課税事業者選択届をした場合

Q. 今年開業した事業者ですが、設備投資が結構あるので、消費税の課税事業者を選択しようと思います。この場合は、今年の課税売上が1,000万円なくても3年目も課税事業者になると聞きましたが本当ですか？

A. 一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります。

課税事業者を選択した事業者は、課税事業者となった課税期間の初日から原則として2年間は免税事業者となることはできませんが、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、その調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、免税事業者になることはできず、簡易課税制度を適用して申告することもできません（一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります）。よく検討するようにしましょう。

なお、この場合の調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で消費税等を除いた税抜価格が100万円以上のものをいいます。

### ★ 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

Q. 消費税の課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期が見直されたそうですが、どのようなになったのですか？

A. 消費税では、課税事業者が仕入控除税額を個別対応方式で計算する場合、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係る消費税は、原則として、課税売上割合により計算します。しかし、課税売上割合により計算した仕入控除税額がその事業者の事業の実態を反映していないなど、課税売上割合により仕入控除税額を計算するよりも、課税売上割合に準ずる割合によって計算する方が合理的である場合には、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって仕入控除税額を計算することができるとされています。

これまで、この課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける場合、税務署長の承認を

受けた日の属する課税期間から適用されることとなっていました。令和3年4月1日以後に終了する課税期間からは、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用されることとなりました。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r03kaisei.pdf>

## その他

### ★ 法人税や相続税の申告期限の個別延長

Q. 新型コロナによるやむを得ない理由がある場合は、所得税の申告期限の個別延長が認めてもらえるそうですが、法人税や相続税にはそのような制度はないのですか？

A. やむを得ない理由があると認められる場合には、延長が認められます。

新型コロナの影響で、所得税の確定申告の期限が4月15日に延長されましたが、期限までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることとされています。

ところで、お尋ねにある法人税や相続税の申告期限の個別延長ですが、同様に、新型コロナの影響で申告期限までに申告・納付等が困難という場合には、個別指定による期限延長が認められることとなっています。

なお、なお、令和3年4月16日(金)以後に個別指定による期限延長を申請する場合は、期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、申告所得税等の取扱いと同様に、個々の状況を記載する欄がある「**災害による申告、納付等の期限延長申請書**」を作成して提出しなければなりません。

そこでやむを得ない理由とは次のような理由です

#### 【個人・法人共通】

- ①税務代理等を行う税理士(事務所の職員を含む)が感染症に感染したこと
- ②納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③経理担当社員が感染症に感染したなど事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

#### 【個人】

- ①納税者や経理担当の(青色)事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ②感染症の患者に濃厚接触した、感染した疑いがあるなどの事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと

#### 【法人】

感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

## ★ 税務署窓口における押印の取扱い

- Q. 税務関係の書類に押印が要らなくなったようですが、どのような取扱いになったのですか？
- A. 国税に関する法令に基づき税務署長等に提出する申告書等(税務関係書類)は、これまで提出者等の押印をしなければならないこととされていましたが、令和3年度税制改正において、令和3年4月1日以降は、次に掲げるものを除いて、押印を要しないこととされました。

①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類  
また、代理人が納税証明書の交付請求等をする際に提出が必要だった本人(委任者)からの委任状等についても、押印は不要となりました。

ただし、実印の押印及び印鑑登録証明書等の添付などにより委任の事実を確認している特定個人情報の開示請求や閲覧申請手続については、引き続き、委任状への押印等が必要となりますので、注意してください。

申告書等の様式は、順次、押印欄のない様式に更新されていきますが、押印欄のある様式もそのまま押印せずに使用することができます。押印の有無によって効力に影響はありません。

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>

## ★ 海外に居住していて印鑑証明書が取得できない場合

- Q. 父が亡くなり、遺産分割協議をしています。協議書には印鑑証明書が必要とのことですが、姉は海外に居住していて印鑑証明書が取れません。このような場合は、どうしたらいいのですか？
- A. 相続税では、相続人が取得した相続財産について、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例を受けようとする場合は、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し、その他一定の書類を添付して申告しなければならないとされており、この遺産分割協議書には、全ての相続人の署名捺印と、その印について住所地の市区町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要とされています。

しかし、お尋ねのように、相続人が海外に居住しているという場合は印鑑証明書がとれませんので、この場合には次の書類を添付すればよいこととなっています。

- ①居住地国の日本公館(領事館)で印鑑証明書の発行を取り扱っている場合は、その日本公館が発行した印鑑証明書
- ②居住地国の日本公館で印鑑証明書の発行を取り扱っていない場合には、その日本公館が発行した署名及び拇印証明書
- ③在外邦人の一時帰国中に遺産分割協議が成立した場合には、日本の公証人による遺産分割協議書のその者の署名についての証明